

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立山岸小学校

2014, 8, 29 制定

2016, 5, 16 一部改定

2019, 3, 28 一部改定

2020, 2, 25 一部改定

目 次

I	いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方	1
1	いじめの問題に対する基本的な考え方	
2	いじめの定義	
3	いじめの認知	
4	いじめの解消	
5	いじめの基本認識	
II	いじめの未然防止のための取組	2
1	教職員の指導について	
2	児童に培う力とその取組	
3	いじめ防止等の対策のための組織	
	いじめ防止対策のための校内体制	3
4	児童の主体的な取組	
5	家庭・地域との連携	
6	教職員研修	
III	いじめの早期発見のための取組	4
1	いじめの早期発見のために	
2	いじめアンケート及び教育相談の実施	
3	相談窓口の紹介	
IV	いじめの問題に対する早期対応	4
1	いじめに対する措置の基本的考え方	
2	いじめの発見・通報を受けたときの対応	
	トラブルのレベル	6
3	いじめが起きた集団への対応	
4	警察との連携	
5	ネットいじめへの対応	
V	重大事態への対処	7
1	重大事態とは	
2	重大事態の報告	
3	重大事態の調査	
VI	学校評価	8
VII	その他	8
1	校務の効率化	
2	地域や家庭との連携について	
3	いじめ防止に関わる児童会活動について	

*資料

- ・本校いじめ防止基本方針(概要版)
- ・いじめ防止に関する年間推進計画

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心がゆたかで思いやりのある子ども」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【「いじめ防止基本対策推進法」第2条 H25年法律第71号】

3 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知は「いじめ対策委員会」を開催して行う。

4 いじめの解消

平成29年3月14日に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定された。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態の定義について、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があるとされた。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方を問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一丸となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員の指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、年2回「いじめ防止全校集会」を実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動等の場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 校内体制
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次頁のような体制を組織し、機能させていく。
- (2) 取組内容
 - ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
 - ② いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ③ 未然防止、早期発見の取組
 - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告）
 - ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期
原則月1回定例「いじめ対策委員会」を開催。いじめと判断した場合、「いじめ対応委員会」を特設し、事態の収束まで対応していく。
年度初めに「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。また、地区懇談会の前には、いじめに関するアンケート結果と考察について全教職員で確認し共有しておく。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「いじめをしない宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語やポスターの作成

- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、生徒指導便りや学校通信に記載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

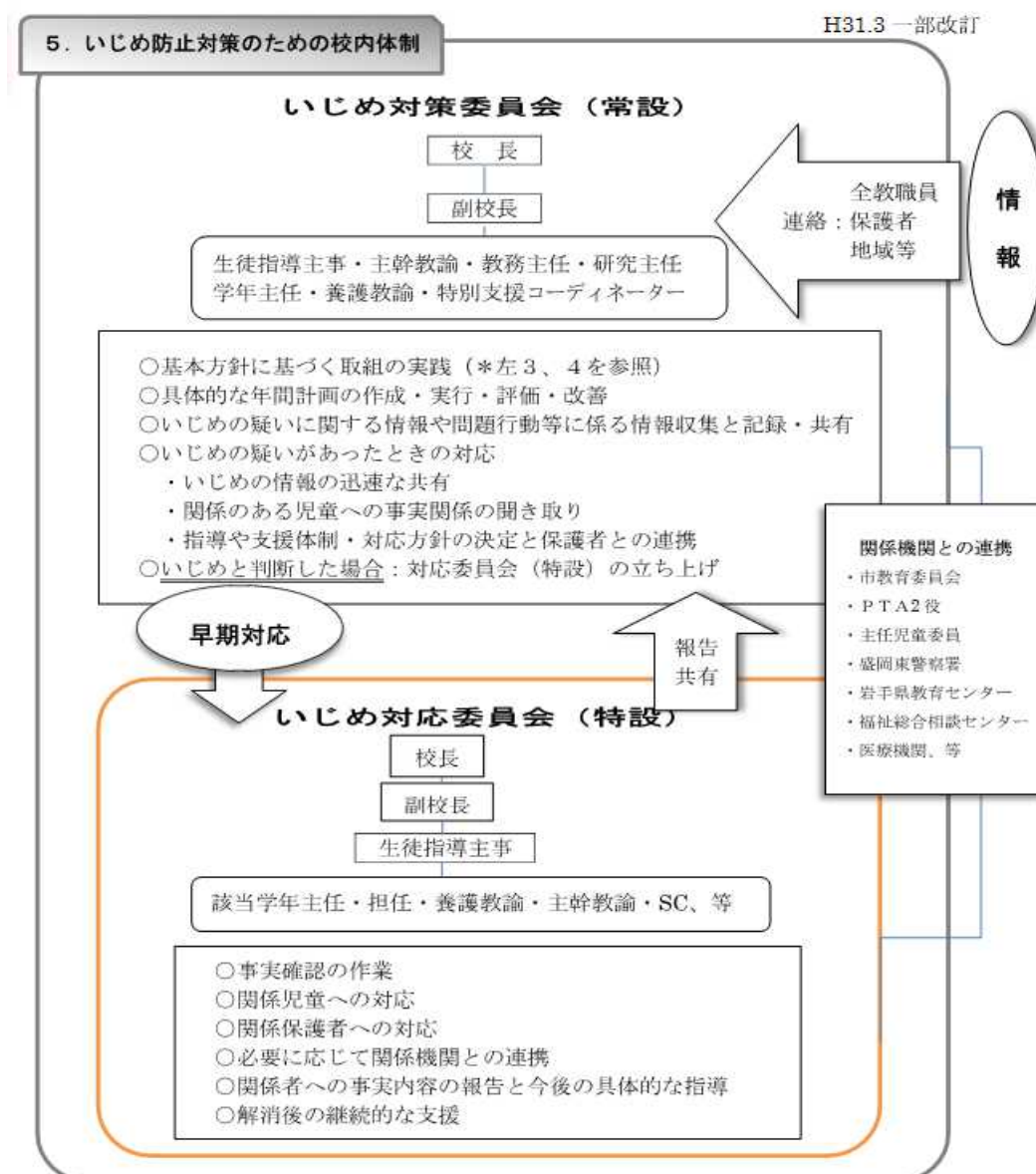
6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修 年数回（8月、及び職員会議内でミニ研修として随時）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェック項目による自己診断 年2回（6月、11月）

*校内体制

(別紙：いじめ防止基本方針 「概要版」の5を参照)



III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くよう心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われることが多いことから、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年9回(5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、2月、3月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(6月、11月)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回(6月、11月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談の窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(児童及び保護者)・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーへの相談・・・副校長
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※ふれあい相談電話(岩手県総合教育センター)・・・0198-27-2331
- ※ふれあい相談電話(盛岡教育事務所)・・・019-629-6745
- ※いじめ相談電話(県教委学校教育室)・・・019-623-7830
- ※24時間子供SOSダイヤル・・・0570-0-78310

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (3) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは24時間以内に「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (4) トラブルの水準を次の4段階のレベルに分け、対応にあたる。(詳細は次頁に掲載)
- 学校で生じる人間関係のトラブルは、人間関係づくりの練習も含まれ、トラブルを解決するという能力を育てる必要があると考え、次のように整理する。ただし、児童の発達段階や場面の状況を踏まえ、水準の見極めには十分な注意を払っていくこととする。

<トラブルのレベル(水準)>

レベル1…子どもが自分自身で解決を練習すべきトラブル

○子ども自身が自力で問題を解決しようとする場合

教師は、子どもたち同士でどのようにトラブルを解決するのか立ち合い、うまく解決するように導いてあげることが役割になる。

レベル2…教師が介入し解決を練習すべきトラブル

○トラブルの解決に慣れていない子どもに介入して解決する必要がある場合

からかわれたから「いじめ」と判断するのではなく、教師が人間関係の対応能力を磨くために、トラブルを通して指導と援助を行う。

レベル3…「いじめ」とし、その基準を教えるべきトラブル

○社会的に絶対に許されない行為で教師が介入して制止すべき場合

ある一定の基準を超えた行為は「いじめ」として扱い、解決するまで指導する。


レベル4…犯罪として適切な措置をすべきトラブル

○「いじめ」の行為の中でも、犯罪として適切な指導が必要な場合

犯罪行為は、警察や児童相談所などと連携しながら適切な措置をとっていく。

- (5) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (6) 対応後、事態が好転しない時は、別途対応策を検討し決定する。解決するまで何度でも繰り返す。解決終了宣言は、校長が出す。
- (7) 再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめを受けた側の保護者には、3日、3週間、3ヶ月の時点で連絡を入れ、その後の様子を確認する。
- (8) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要と認められるときは、保護者との連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (9) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (10) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

トラブルのレベル（水準）

トラブルのレベル	態 様	具体的な行為等	対 応
I 子どもだけで解決する練習をすべきトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・単発的 ・個人対個人 ・個人対数人 ○周囲の認識なし	<ul style="list-style-type: none"> ・からかい ・言い合い ・軽く叩く ・軽く蹴る ・つねる 	主に担任,学年で対応・指導 *子ども同士に任せる部分を多くとる。 ・保護者への報告は内容によって判断する。 ・生徒指導主事に状況報告
II 教師が介入して解決を練習させるトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間、断続的 ・個人対個人 ・個人対少数 ・少数対少数（多数）等 ・加害者はっきりせず ○周囲の認識あり（少数）	<ul style="list-style-type: none"> ・無視 ・叩く、蹴る ・悪口（言葉の暴力） ・嫌がらせ ・物隠し ・仲間外れ ・落書きをされる 	担任・学年、生徒指導主事も介入し実態把握及び対応・指導 ・被害者、加害者両方の保護者に事実を報告
III いじめとして扱いその基準を教えるべきトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者加害者はっきり ・日常的に行われ長期間 ・集団化に発展 ・被害者が登校を渋る ・腹痛、不眠など身体症状 ・転校を考える ○周囲認識あり（多数）	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な悪口 ・物隠し（連続） ・無視（継続） ・仲間外れ（連続） ・暴力的な扱い 	いじめ対応委員会を特設し、実態把握・対応・指導 ・被害者と加害者の両方の保護者と学校が面談をし、今後の指導方針や対応を共有
IV 犯罪として適切な処遇を必要とするトラブル 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期化（エスカレート） ・陰湿、巧妙 ・被害者が不登校に ・身体症状が深刻化 ○周囲容認（傍観者あり）	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行 ・脅迫 ・使い走り ・辱め 	いじめ対応委員会及び必要な関係機関と協力しながら実態把握・対応・指導 実態把握・対応・指導 ・被害者と加害者の両方の保護者と学校が面談を重ね、改善されるまで指導方針・対応等を共有

◎事実確認と正確な情報収集の手立て

把握すべきこと

- ① 誰が、誰をいじめているか ②いつ、どこでいじめがあったか
 ③ どんないじめか ④なぜいじめられているのか ⑤いつから始まったか

*児童のプライバシーの保護のために他の児童の目に触れないよう聞き取りの場所や時間を考慮していく。尚、迅速に把握するために周囲の児童や保護者などからも情報を得る。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境は、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。（「インターネット活用のルール」リーフレットの活用）

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第 28 条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対応委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報を提供する。※関係者の個人情報に配慮する。

- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点（チェック項目6）を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
 - ・学校は、児童の居場所づくりに努め、自尊感情を育むために児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進しようと努めている。
 - ・学校は、「いじめは、決して許されない行為」という理解を深めるために、児童会活動や道徳教育、学級活動などの充実に努めている。
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること
 - ・学校は、児童の生活実態について定期的にアンケート調査や面談を行うなど、きめ細かに把握しようと努めている。
 - ・学校は、保護者にいじめに関するアンケート調査を行うとともに、地域見守り隊や関連施設等と連携しながら、積極的に子どもたちの情報を収集するよう努めている。
- いじめの対応にかかわる取組に関すること
 - ・学校は、いじめについて訴えがあったとき、真剣に受け止め、情報収集し、事実関係を正確にとらえ、的確に対応するよう努めている。
 - ・学校は、いじめ問題について、家庭と連絡を密にし、協力しながらその解決に努めている。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめ防止に関する児童会活動について

<第1回 6月中旬の児童朝会にて>

進行 学校計画委員会

- 1 学校計画委員の話（いじめは人として最低、みんなでなくそう、〇〇〇人の署名が集まった等）
- 2 各学年のいじめ防止の取組の様子発表（4年生以上の学年計画委員長）
- 3 各学年（1年生はできたら）「いじめゼロ標語大賞」の発表
- 4 校長先生の講話

<第2回 11月下旬の児童朝会にて>

進行 学校計画委員会

- 1 学校計画委員長の話（1学期集会後の全校のいじめの状況、成果や課題、もし見つけたらやめさせるようみんなで行動しよう等）
- 2 各学年いじめに関する状況(課題があれば学年として今後どのような取組をしていくのか)発表（4年生以上の学年計画委員長）
- 3 （ ）の講話（講師を招聘・・・地域の方）

《いじめ防止に関する児童会活動の1年間の見通し》

- ① 4月の児童総会で学校計画委員会から「いじめのない山岸小学校にしよう」宣言を提起する。各学級に署名用紙を配り、賛同する児童に署名してもらう。それを児童会の掲示板に1年間掲示しておく(1年生は名前が書けるようになってからでもよい)。また、学年通信に賛同した児童名を載せるなどの取組もできる。(裏面等に。)
- ② 5月下旬の代表委員会で6月の目標として「いじめはしない」を提起する。その際、全校の取組として「いじめをしない標語」作りに取り組む。各学年でも独自の取組を考える。従来の6月の目標「廊下を正しく歩こう」と2本立てとし、廊下の方は主にJRC委員会が中心に取り組む。
- ③ 各学年の学校計画委員(低学年は先生)が標語を集めて学年の「いじめゼロ標語大賞」を決定し、6月に行われる1回目の集会で発表し、いじめをしない意識を高める。
- ④ 各学年の「いじめゼロ標語大賞」の作品は、掲示物として作成して校舎内に掲示する。学校報に載せて、地域にもこの取組をお知らせする。
- ⑤ 毎月のアンケートは、宣言が守られているかの確認の場とすることができる。守られていない場合、学級でそのアンケート結果をもとに学級活動や道徳などで子どもたちに話し合わせることもできる。
- ⑥ 2学期半ばの委員会の時間に学校計画委員会、学年計画委員会は全校や各学年のいじめの状況や取組の成果、課題などについて話し合い、11月に行われる2回目の集会で報告する。
- ⑦ 第2回の集会では、学校計画委員長が全校の様子について、学年計画委員長が学年・学級の状況、並びに取組の成果や課題についての中間報告等を行う。
- ⑧ 2月の代表委員会で学校計画委員会(全校の様子)と各学年計画委員会(学年の様子)が、いじめ防止の取組についての総括を発表する。

【参考にしてください】

職員 PC→ 共有フォルダ→ 学校共有→ 山岸小→ いじめ問題に係る研修資料に次の資料有り

- ①いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル H30.3 改訂 (PDF)
- ②文科省「いじめ対策に係る事案集」全 214P (PDF)

◇H28年度の一部改定の内容について

- ・Ⅱの3の(1) 構成員を(1) 校内体制とし、校内体制の組織図を3Pのようにした。
- ・いじめと判断した場合、事態の収束に向けた「いじめ対応委員会」を特設すること。
- ・Ⅳの2の(4)のすべてを改正。トラブルのレベルを6Pのように表した。また、事実確認と正確な情報収集の手立てを追加した。
- ・Ⅳの5の(3)に「インターネット活用のルール」リーフレットの活用を挿入。
- ・Ⅵ学校評価で内容の3点にかかわる具体的なチェック項目2点ずつ合計6点を挙げた。

◇H30年度の一部改定の内容について

- ・Ⅰの3に「いじめの解消について」を追加し、いじめの解消がどのような状態を指すかを明示した。これに伴い、3の内容が4に移った。
- ・Ⅱの6の(1)の「いじめ問題にかかわる校内研修」を年数回(8月、及び職員会議内でのミニ研修として随時)とした。
- ・いじめ防止対策のための校内体制に主幹教諭を挿入し、校内体制の見直しを図った。
- ・Ⅶその他の3に、今まで資料編としていた「いじめをしない児童集会」について等、いじめにかかわる児童主体の活動内容を挿入した。

◇R元年度の一部改定の内容について

- ・Ⅰの3に「いじめの認知について」を追加し、いじめの認知の判断をどこでするか明示した。これに伴い、3の内容が4に、4の内容が5に移った。
- ・Ⅶその他の3を「いじめをしない児童集会について」は、集会名が変わることを見通し、「いじめ防止に関する児童会活動について」とした。

盛岡市立山岸小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条 H25年法律第71号】

2. いじめ防止への基本方針

学校教育目標に掲げる「心がゆたかで思いやりのある子ども」を育成することにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に全力で取り組みます。

3. 未然防止のための取組

☆学年・学級経営の充実

- ・児童との信頼関係の育成
- ・児童相互の「絆づくり」

☆学習指導の充実

- ・みんなで達成感や成就感を味わえる学習

☆道徳教育や体験活動の充実

- ・豊かな情操や道徳心を培う
- ・対人関係能力の素地を養う

☆児童会活動の充実

- ・異学年交流「なかよし集会」
- ・いじめ防止全校集会（年2回）

☆情報モラル教育の充実

- ・情報モラルの学習（高学年）
- ・家庭でのルールづくりの推進

☆教職員研修の充実

- ・いじめに関する指導力の向上

4. 早期発見のための取組

☆児童の日常観察

- ・教室での児童の表情への配慮
- ・休み時間等での行動への配慮

☆地域との定期的な情報交換

- ・地域見守り隊等との情報交換
- ・児童センター、学童保育クラブ等との情報交換

☆定期的なアンケートの実施

- ・生活アンケート(毎学期2~3回)
- ・いじめに関するアンケート(児童・保護者 6月・11月)

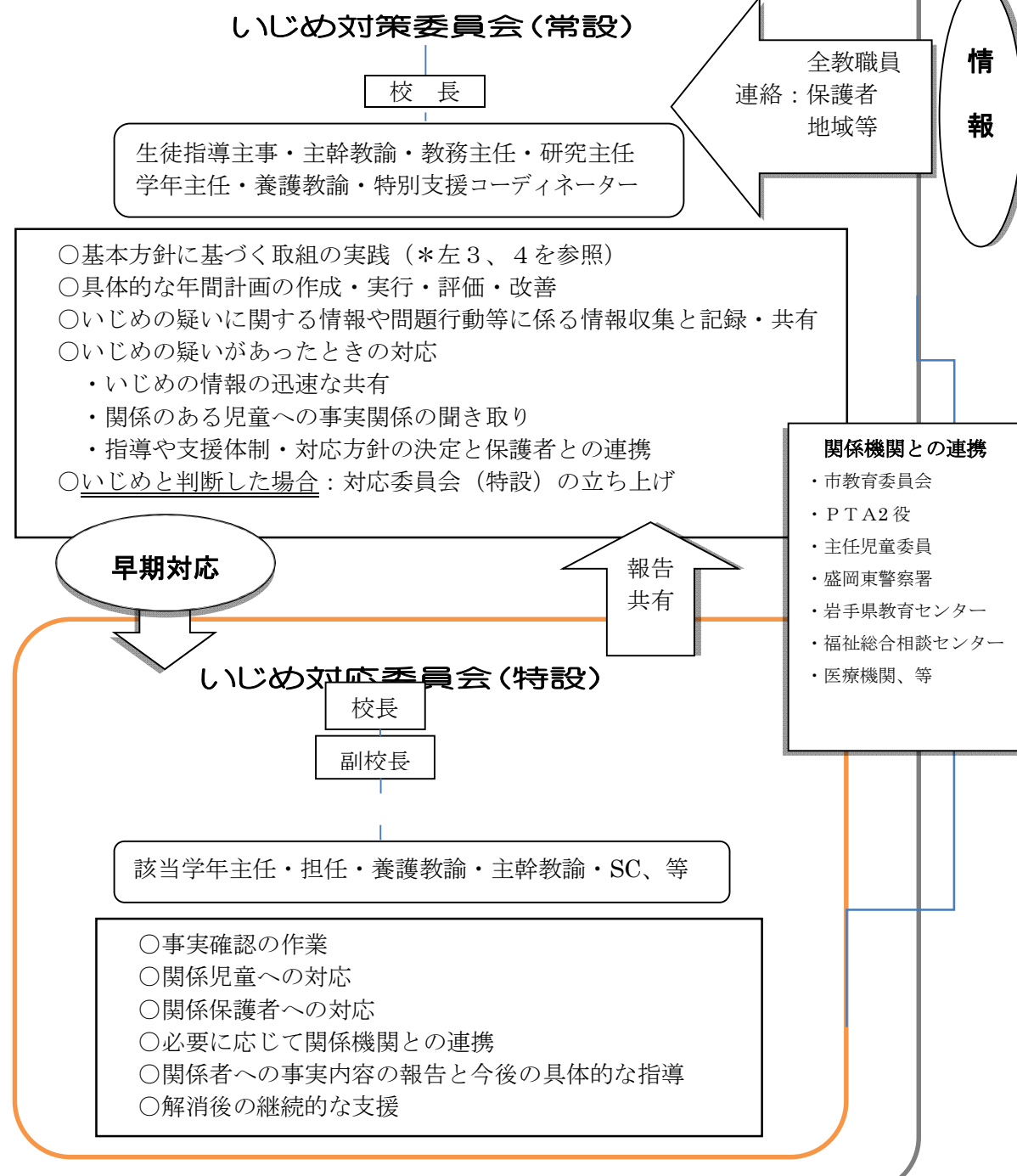
☆教育相談の充実

- ・教育相談月間(6月・11月)

☆いじめ防止対策委員会

- ・定例会(月1回)

5. いじめ防止対策のための校内体制



相談窓口

◆いじめの相談
山岸小学校
☎ 019-623-2275
(全教職員が対応)

◆ふれあい相談電話(岩手県総合教育センター) ☎ 0198-27-2331
(岩手県教育委員会 盛岡教育事務所) ☎ 019-629-6745
◆いじめ相談電話(県教委学校教育室) ☎ 019-623-7830
◆子ども人権110番(盛岡地方法務局) ☎ 0120-007-110

具体的取組の概要

未然防止のための取組	早期発見のための取組	家庭・地域と連携による取組
○学年・学級経営の充実 ○学習指導の充実 ○道徳教育や体験活動の充実 ○児童会活動の充実 ○情報モラル教育の充実 ○教職員研修の充実	○児童の日常観察 ○地域との定期的な情報交換 ○定期的なアンケートの実施 ○教育相談の充実 ○いじめ対策委員会（定例）	○防止対策周知の広報活動 ○学年・学級懇談会の充実 ○地区懇談会での情報の共有 ○情報交換会等での情報の共有 ○関係施設との情報の共有

防止対策年間推進計画

月	児童が主体となる活動	教職員が主体となる活動	家庭・地域との連携
4	入学おめでとう集会 緑の子ども会結成 児童総会（いじめゼロ宣言）	前担任から児童の引継ぎ 学期始めの交通安全指導	PTA 交通安全指導 PTA 総会 学年・学級懇談会
5	全校いじめをしない宣言の署名 大運動会 JRC 登録式	教師用早期発見チェックリスト	家庭訪問(確認等)
6	なかよし集会（きょうだい学年） 第1回いじめ防止児童集会活動	いじめに関するアンケート調査① 教育相談月間① いじめ問題取組自己診断（教師用）	保護者用いじめに関するアンケート① 教育振興協議会総会
7	学年毎がんばったね集会 （夏休み地区子ども会活動）	教師用早期発見チェックリスト	地区懇談会（いじめ調査報告） 見守り隊情報交換会
8		校内研修（講師要請） 学期始めの交通安全指導	夏休み親子読書
9	心とからだの健康観察 芸術鑑賞教室 こころの劇場（6年）	教師用早期発見チェックリスト 心のサポート授業 授業参観にて道徳の授業公開	学年・学級懇談会 道徳公開講座
10	音楽発表会	教師用早期発見チェックリスト	
11	第2回いじめ防止児童集会活動 読書集会	いじめに関するアンケート調査② いじめ問題取組自己診断（教師用） 教育相談月間②	保護者用いじめに関するアンケート②
12	（冬休み地区子ども会活動） 学年毎がんばったね集会	いじめに関する調査②の結果報告 （生徒指導便りにて）	冬休み親子読書
1		学期始めの交通安全指導	PTA 交通安全指導
2	代表委員会（いじめの取組総括） 6年生を送る会	教師用早期発見チェックリスト	幼保小連絡会 学年・学級懇談会 新入学説明会
3	学年毎修了おめでとう集会 学級集会（1年のまとめ）	教師用早期発見チェックリスト 進学・進級時の情報の引継ぎ	いじめ問題への取組学校評価 下小路中新入生引き継ぎ会
年間	挨拶運動（児童会活動） 全校外遊び 花の輪タイム }（木曜日）	いじめ対策委員会（定例） ・4月に基本方針の確認 ・年度末に評価・改善・見直し	登下校時の見守り活動 トトロの会による読み聞かせ（保護者V地域V） 主任児童委員との情報交換 SCとの教育相談の実施